

令和 3 年度大分県内部統制評価報告書

大 分 県

令和3年度大分県内部統制評価報告書

知事部局の財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合しかつ適正に行われることを確保するために策定した方針及びこれに基づき整備した体制について評価した結果を、地方自治法第150条第4項に基づき、次のとおり報告します。

1【内部統制の整備及び運用に関する事項】

知事は、地方自治法第150条に基づき、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（いわゆる内部統制）の整備及び運用に責任を有しており、本県では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を参考に、「大分県における内部統制に関する方針」（令和2年3月19日）を策定し、当該方針に基づき、財務に関する事務等に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2【評価手続】

本県では、令和3年度を評価対象期間、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」を参考に、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

（評価対象事項）

- ・ 全庁的な体制の整備
- ・ 業務レベルのリスク対応策の整備

3【評価結果】

ガイドラインに規定する評価を実施した結果として、本県の財務に関する事務等に係る内部統制は評価基準日において有効に整備されていた一方で、後述のとおり複数の所属において運用上の重大な不適切事案が発生したことから、評価対象期間において有効に運用されていなかったと判断しました。当該リスクが再び起こることのないよう、対応策の見直しや重点化等を行い、内部統制制度が有効に機能するよう努めていきます。

4【不備の是正に関する事項】

当該運用上の重大な不適切事案の概要及び再発防止の取組は、以下のとおりです。

事案を全庁で共有し、特に同様の業務を行う所属に注意喚起していくとともに、引き続き内部統制制度の周知・徹底を図ります。

評価対象期間中に把握した重大な不適切事案

(1) 河川の占用料の未徴収・・・大分土木事務所

国が管理する河川にかかる占用の手続きについては、占用許可を国が行い、占用料の徴収を県が行うことが河川法で定められているところ、平成29年度から令和3年度の間の205件の許可に対する、合計 13,647,840 円の占用料の徴収を行っていなかった。また、長期にわたり未徴収に気付くことができなかった。(なお、本件の発覚を受け、未実施分の占用料の徴収手続を開始。令和4年5月末時点で86%の徴収が完了。)

(原因) 平成29年度から令和元年度までの担当者が徴収事務の処理を怠り、その後の担当者にも適切な引継ぎができていなかった。上司等もチェックや指導を行わなかったため、未徴収の状態が長期にわたって放置されることとなった。

(再発防止策) 河川課で国管理河川に係る占用料徴収マニュアルを作成し、各土木事務所に通知を行った。また、国からの連絡を受ける河川課が、徴収事務全件の進捗状況が把握できるデータベースを新たに作成し、各土木事務所と庁内ネットワーク上で共有することで、各土木事務所の担当及び総括が適切な事務処理を進められるようにするとともに、河川課においても遺漏がないかチェックできるようにした。

(2) 国への繰越確定額の報告誤り・・・こども未来課

市町村が実施し、県が交付申請のとりまとめや国からの委任による市町村への交付金の支出決定等を行う、国の子ども子育て支援交付金事業に関する交付決定額の繰越処理において、繰越確定額の国への報告を令和2年度に県が誤ったことにより、市町村に本来支払われるべき交付額に不足(2,633 千円)が発生した。

(原因) 担当職員が、交付決定通知書や繰越承認通知書といった事務の経緯がわかる資料の確認や市町村との連絡調整を十分に行わず、また前任者との引継ぎも十分でなかったこともあり、前任者が過去に作成した古い書類を根拠に手続を進めた。さらに、繰越額確定計算書提出の所属内決裁の際も、関係資料が不足している状態でも決裁がなされるなど、所属のチェック機能が働かなかった。

(再発防止策) 国の交付金事業(市町村が実施主体、県が手続を担うもの)にかかる事務処理の進捗を管理するための資料を整備し、所属内で共有する。また、新たに繰越事務のマニュアルを作成し、国への申請・報告の際は市町村への照会、確認を必ず行うことや、決裁では、関係文書を添付し、直接の担当でなくとも経緯を確認できるようにすること等を定め、適正な事務の徹底を図る。さらに、引継ぎを適切に行うため、総務部が示す事務引継の方法の徹底を図る。

(3) 事務手続の不備による不適切な補助金交付・・・豊肥振興局

令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業(おおいた創生推進課所管「地域活力づくり総合補助金:新型コロナウイルス感染症対応緊急支援枠」)の補助金支払事務において、補助対象事業の実施を確認するための現場写真や図面(85,800円分)が添付されておらず、事業を実施した事実が十分確認できないにも関わらず、支払いを行った。

(原因)担当職員は、不足する証拠書類について補助事業者に再三提出を要求したものの、支払期限が迫っていたことから、是正されていない状態で処理を進めた。また、額の確定に係る所属内決裁の際も、証拠書類が不足しているままでも決裁がなされるなど、所属のチェック機能が働かなかった。

(再発防止策)豊肥振興局においては、職員向けに必要な書類の確認表を作成するとともに、補助金手続に不慣れな補助事業者向けには、事業採択時にスケジュール表と申請時の必要書類一覧表を交付することにより、要綱や運用通知等で定められた事務手続の遵守を徹底する。また、新任職員等を対象に、ケーススタディによる研修を年度当初に実施するとともに、注意が必要な案件については、副任や班総括を含め複数職員で対応するなど、適正な事務が執行できる体制を整備する。さらに、補助事業を所管するおおいた創生推進課においても、同様の事案が発生しないよう、全振興局を対象として、実績報告時等に必要な書類のチェックリスト作成や、チェック方法に関する研修、ケーススタディによる研修を実施するなど、指導を徹底する。

令和4年7月1日

大分県知事 広瀬 勝貞